



労働安全衛生規則

第一編 第九章 監督等

(計画の届出をすべき機械等)

**第八十五条** [法第八十八条第一項](#)の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、[別表第七](#)の上欄に掲げる機械等とする。ただし、[別表第七](#)の上欄に掲げる機械等で次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- 一 機械集材装置、運材索道（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。以下同じ。）、架設通路及び足場以外の機械等（[法第三十七条第一項](#)の特定機械等及び令第六条第十四号の型枠支保工（以下「型枠支保工」という。）を除く。）で、六月未満の期間で廃止するもの
- 二 機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が六十日未満のもの

(計画の届出等)

**第八十六条** 事業者は、[別表第七](#)の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、[法第八十八条第一項](#)の規定により、[様式第二十号](#)による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 2 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）[第四十九条第一項](#)の規定による申請をした者が行う別表第七の十六の項から二十の三の項までの上欄に掲げる機械等の設置については、[法第八十八条第一項](#)の規定による届出は要しないものとする。
- 3 [石綿則第四十七条第一項](#)又は[第四十八条の三第一項](#)の規定による申請をした者が行う[別表第七](#)の二十五の項の上欄に掲げる機械等の設置については、[法第八十八条第一項](#)の規定による届出は要しないものとする。

(法第八十八条第一項ただし書の厚生労働省令で定める措置)

**第八十七条** [法第八十八条第一項](#)ただし書の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 [法第二十八条の二第一項](#)又は[第五十七条の三第一項](#)及び[第二項](#)の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 二 前号に掲げるもののほか、[第二十四条の二](#)の指針に従つて事業者が行う自主的活動



(仕事の範囲)

**第八十九条** [法第八十八条第二項](#)の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

- 一 高さが三百メートル以上の塔の建設の仕事
- 二 堤高（基礎地盤から堤頂までの高さをいう。）が百五十メートル以上のダムの建設の仕事
- 三 最大支間五百メートル（つり橋にあつては、千メートル）以上の橋梁（りょう）の建設の仕事
- 四 長さが三千メートル以上のずい道等の建設の仕事
- 五 長さが千メートル以上三千メートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが五十メートル以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの
- 六 ゲージ圧力が〇・三メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事

(仕事の範囲)

**第九十条** [法第八十八条第三項](#)の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

- 一 高さ三十一メートルを超える建築物又は工作物（橋梁（りょう）を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事
- 二 最大支間五十メートル以上の橋梁（りょう）の建設等の仕事
- 二の二 最大支間三十メートル以上五十メートル未満の橋梁（りょう）の上部構造の建設等の仕事（[第十八条の二](#)の場所において行われるものに限る。）
- 三 ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）
- 四 掘削の高さ又は深さが十メートル以上である地山の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事
- 五 圧気工法による作業を行う仕事
- 五の二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物（第二百九十三条において「耐火建築物」という。）又は同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物（第二百九十三条において「準耐火建築物」という。）で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事
- 五の三 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が二平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事
- 六 掘削の高さ又は深さが十メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事
- 七 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事



(建設業に係る計画の届出)

**第九十一条** 建設業に属する事業の仕事について[法第八十八条第二項](#)の規定による届出をしようとする者は、[様式第二十一号](#)による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあつては圧気工法作業摘要書([様式第二十一号の二](#))を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、圧気工法作業摘要書を提出する場合には、次の書類の記載事項のうち圧気工法作業摘要書の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。

- 一 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
  - 二 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
  - 三 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
  - 四 工法の概要を示す書面又は図面
  - 五 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
  - 六 工程表
- 2 前項の規定は、[法第八十八条第三項](#)の規定による届出について準用する。この場合において、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。



第二編 第三章 型わく支保工

第一節 材料等

(材料)

**第二百三十七条** 事業者は、型わく支保工の材料については、著しい損傷、変形又は腐食があるものを使用してはならない。

(主要な部分の鋼材)

**第二百三十八条** 事業者は、型わく支保工に使用する支柱、はり又ははりの支持物の主要な部分の鋼材については、日本工業規格G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）、日本工業規格G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）、日本工業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）若しくは日本工業規格G三三五〇（建築構造用冷間成形軽量形鋼）に定める規格に適合するもの又は日本工業規格Z二二四一（金属材料引張試験方法）に定める方法による試験において、引張強さの値が三百三十二ニュートン毎平方ミリメートル以上で、かつ、伸びが次の表の上欄に掲げる鋼材の種類及び同表の中欄に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値となるものでなければ、使用してはならない。[\(表\)](#)

(型わく支保工の構造)

**第二百三十九条** 事業者は、型わく支保工については、型わくの形状、コンクリートの打設の方法等に応じた堅固な構造のものでなければ、使用してはならない。



## 第二節 組立て等の場合の措置

(組立図)

**第二百四十条** 事業者は、型わく支保工を組み立てるときは、組立図を作成し、かつ、当該組立図により組み立てなければならない。

2 前項の組立図は、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材の配置、接合の方法及び寸法が示されているものでなければならない。

3 **第一項**の組立図に係る型枠支保工の設計は、次に定めるところによらなければならない。

一 支柱、はり又ははりの支持物（以下この条において「支柱等」という。）が組み合わされた構造のものでないときは、設計荷重（型枠支保工が支える物の重量に相当する荷重に、型枠一平方メートルにつき百五十キログラム以上の荷重を加えた荷重をいう。以下この条において同じ。）により当該支柱等に生ずる応力の値が当該支柱等の材料の許容応力の値を超えないこと。

二 支柱等が組み合わされた構造のものであるときは、設計荷重が当該支柱等を製造した者の指定する最大使用荷重を超えないこと。

三 鋼管枠を支柱として用いるものであるときは、当該型枠支保工の上端に、設計荷重の百分の二・五に相当する水平方向の荷重が作用しても安全な構造のものとすること。

四 鋼管枠以外のものを支柱として用いるものであるときは、当該型枠支保工の上端に、設計荷重の百分の五に相当する水平方向の荷重が作用しても安全な構造のものとすること。

(許容応力の値)

**第二百四十一条** 前条第三項第一号の材料の許容応力の値は、次に定めるところによる。

一 鋼材の許容曲げ応力及び許容圧縮応力の値は、当該鋼材の降伏強さの値又は引張強さの値の四分の三の値のうちいずれか小さい値の三分の二の値以下とすること。

二 鋼材の許容せん断応力の値は、当該鋼材の降伏強さの値又は引張強さの値の四分の三の値のうちいずれか小さい値の百分の三十八の値以下とすること。

三 鋼材の許容座屈応力の値は、次の式により計算を行つて得た値以下とすること。



$\frac{l}{i} \leq \Lambda$  の場合

$$\sigma_c = \frac{1 - 0.4 \left( \frac{l}{i} / \Lambda \right)^2}{\nu} F$$

$\frac{l}{i} > \Lambda$  の場合

$$\sigma_c = \frac{0.29}{\left( \frac{l}{i} / \Lambda \right)^2} F$$

これらの式において、 $l$ 、 $i$ 、 $\Lambda$ 、 $\sigma_c$ 、 $\nu$  及び  $F$  は、それぞれ次の値を表すものとする。

- l 支柱の長さ（支柱が水平方向の変位を拘束されているときは、拘束点間の長さのうちの最大の長さ）（単位 ニュートン毎平方センチメートル）
- i 支柱の最小断面二次半径（単位 ニュートン毎平方センチメートル）
- $\Lambda$  限界細長比＝

$$\sqrt{\pi^2 E / 0.6 F}$$

ただし、 $\pi$  円周率

E 当該鋼材のヤング係数（単位 ニュートン毎平方センチメートル）

$\sigma_c$  許容座屈応力の値（単位 ニュートン毎平方センチメートル）



$$v \text{ 安全率} = 1.5 + 0.57 \left( \frac{l}{i} / \wedge \right)^2$$

F 当該鋼材の降状強さの値又は引張強さの値の四分の三の値のうちいずれか小さい値（単位 ニュートン毎平方センチメートル）

四 木材の繊維方向の許容曲げ応力、許容圧縮応力及び許容せん断応力の値は、次の表の上欄に掲げる木材の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下とすること。[\(表\)](#)

五 木材の繊維方向の許容座屈応力の値は、次の式により計算を行つて得た値以下とすること。

$\frac{l_k}{i} \leq 100$  の場合

$$f_k = f_c \left( 1 - 0.007 \frac{l_k}{i} \right)$$

$\frac{l_k}{i} > 100$  の場合

$$f_k = \frac{0.3f_c}{\left( \frac{l_k}{100i} \right)^2}$$

これらの式において、 $l_k$ 、 $i$ 、 $f_c$  及び  $f_k$  は、それぞれ次の値を表すものとする。

$l_k$  支柱の長さ（支柱が水平方向の変位を拘束されているときは、拘束点間の長さのうち最大の長さ）（単位 センチメートル）

$i$  支柱の最小断面二次半径（単位 センチメートル）

$f_c$  許容圧縮応力の値（単位 ニュートン毎平方センチメートル）

$f_k$  許容座屈応力の値（単位 ニュートン毎平方センチメートル）



(型枠支保工についての措置等)

**第二百四十二条** 事業者は、型枠支保工については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 敷角の使用、コンクリートの打設、くい打込み等支柱の沈下を防止するための措置を講ずること。
- 二 支柱の脚部の固定、根がらみの取付け等支柱の脚部の滑動を防止するための措置を講ずること。
- 三 支柱の継手は、突合せ継手又は差込み継手とすること。
- 四 鋼材と鋼材との接合部及び交差部は、ボルト、クランプ等の金具を用いて緊結すること。
- 五 型枠が曲面のものであるときは、控えの取付け等当該型枠の浮き上がりを防止するための措置を講ずること。
- 五の二 H型鋼又はI型鋼（以下この号において「H型鋼等」という。）を大引き、敷角等の水平材として用いる場合であつて、当該H型鋼等と支柱、ジャッキ等とが接続する箇所に集中荷重が作用することにより、当該H型鋼等の断面が変形するおそれがあるときは、当該接続する箇所に補強材を取り付けること。
- 六 鋼管（パイプサポートを除く。以下この条において同じ。）を支柱として用いるものにあつては、当該鋼管の部分について次に定めるところによること。
  - イ 高さ二メートル以内ごとに水平つなぎを二方向に設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。
  - ロ はり又は大引きを上端に載せるときは、当該上端に鋼製の端板を取り付け、これをはり又は大引きに固定すること。
- 七 パイプサポートを支柱として用いるものにあつては、当該パイプサポートの部分について次に定めるところによること。
  - イ パイプサポートを三以上継いで用いないこと。
  - ロ パイプサポートを継いで用いるときは、四以上のボルト又は専用の金具を用いて継ぐこと。
  - ハ 高さが三・五メートルを超えるときは、前号イに定める措置を講ずること。
- 八 鋼管枠を支柱として用いるものにあつては、当該鋼管枠の部分について次に定めるところによること。
  - イ 鋼管枠と鋼管枠との間に交差筋かいを設けること。
  - ロ 最上層及び五層以内ごとの箇所において、型枠支保工の側面並びに枠面の方向及び交差筋かいの方向における五枠以内ごとの箇所に、水平つなぎを設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。
  - ハ 最上層及び五層以内ごとの箇所において、型枠支保工の枠面の方向における両端及び五枠以内ごとの箇所に、交差筋かいの方向に布枠を設けること。
  - ニ 第六号ロに定める措置を講ずること。





- 九 組立て鋼柱を支柱として用いるものにあつては、当該組立て鋼柱の部分について次に定めるところによること。
- イ 第六号ロに定める措置を講ずること。
  - ロ 高さが四メートルを超えるときは、高さ四メートル以内ごとに水平つなぎを二方向に設け、かつ、水平つなぎの変異を防止すること。
- 九の二 H型鋼を支柱として用いるものにあつては、当該H型鋼の部分について第六号ロに定める措置を講ずること。
- 十 木材を支柱として用いるものにあつては、当該木材の部分について次に定めるところによること。
- イ 第六号イに定める措置を講ずること。
  - ロ 木材を継いで用いるときは、二個以上の添え物を用いて継ぐこと。
  - ハ はり又は大引きを上端に載せるときは、添え物を用いて、当該上端をはり又は大引きに固定すること。
- 十一 はりで構成するものにあつては、次に定めるところによること。
- イ はりの両端を支持物に固定することにより、はりの滑動及び脱落を防止すること。
  - ロ はりとはりとの間につなぎを設けることにより、はりの横倒れを防止すること。

(段状の型わく支保工)

**第二百四十三条** 事業者は、敷板、敷角等をはさんで段状に組み立てる型わく支保工については、前条各号に定めるところによるほか、次に定めるところによらなければならない。

- 一 型わくの形状によりやむを得ない場合を除き、敷板、敷角等を二段以上はさまないこと。
- 二 敷板、敷角等を継いで用いるときは、当該敷板、敷角等を緊結すること。
- 三 支柱は、敷板、敷角等に固定すること。

(コンクリートの打設の作業)

**第二百四十四条** 事業者は、コンクリートの打設の作業を行なうときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 その日の作業を開始する前に、当該作業に係る型わく支保工について点検し、異状を認めるときは、補修すること。
- 二 作業中に型わく支保工に異状が認められた際における作業中止のための措置をあらかじめ講じておくこと。



(型わく支保工の組立て等の作業)

**第二百四十五条** 事業者は、型わく支保工の組立て又は解体の作業を行なうときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 当該作業を行なう区域には、関係労働者以外の労働者の立ち入りを禁止すること。
- 二 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させないこと。
- 三 材料、器具又は工具を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。

(型枠支保工の組立て等作業主任者の選任)

**第二百四十六条** 事業者は、[令第六条](#)第十四号の作業については、型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、型枠支保工の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

(型枠支保工の組立て等作業主任者の職務)

**第二百四十七条** 事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。



## 第二編 第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止

### 第一節 墜落等による危険の防止

#### (作業床の設置等)

第五百十八条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

#### (開口部等の囲い等)

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆(おおい)等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

#### (要求性能墜落制止用器具の使用)

第五百二十条 労働者は、[第五百十八条第二項](#)及び前条第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

#### (要求性能墜落制止用器具等の取付設備等)

第五百二十一条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

- 2 事業者は、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。



(悪天候時の作業禁止)

第五百二十二条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

(照度の保持)

第五百二十三条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で行なうときは、当該作業を安全に行なうため必要な照度を保持しなければならない。

(スレート等の屋根上の危険の防止)

第五百二十四条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が三十センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(不用のたて坑等における危険の防止)

第五百二十五条 事業者は、不用のたて坑、坑井又は四十度以上の斜坑には、坑口の閉そくその他墜落による労働者の危険を防止するための設備を設けなければならない。

2 事業者は、不用の坑道又は坑内採掘跡には、さく、囲いその他通行しや断の設備を設けなければならない。

(昇降するための設備の設置等)

第五百二十六条 事業者は、高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所で行なうときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。



(移動はしご)

第五百二十七条 事業者は、移動はしごについては、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 幅は三十センチメートル以上とすること。
- 四 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。

(脚立(きやたつ))

第五百二十八条 事業者は、脚立(きやたつ)については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 脚と水平面との角度を七十五度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあつては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 四 踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。

(建築物等の組立て、解体又は変更の作業)

第五百二十九条 事業者は、建築物、橋梁(りょう)、足場等の組立て、解体又は変更の作業(作業主任者を選任しなければならない作業を除く。)を行なう場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させること。
- 二 あらかじめ、作業の方法及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。

(立入禁止)

第五百三十条 事業者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。



第二編 第十章 通路、足場等

第一節 通路等

(通路)

**第五百四十条** 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

2 前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。

(通路の照明)

**第五百四十一条** 事業者は、通路には、正常の通行を妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じなければならない。ただし、坑道、常時通行の用に供しない地下室等で通行する労働者に、適当な照明具を所持させるときは、この限りでない。

(屋内に設ける通路)

**第五百四十二条** 事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 用途に応じた幅を有すること。
- 二 通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。
- 三 通路面から高さ一・八メートル以内に障害物を置かないこと。

(架設通路)

**第五百五十二条** 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 勾配は、三十度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが二メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。
- 三 勾配が十五度を超えるものには、踏棧その他の滑止めを設けること。
- 四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。
  - イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）
  - ロ 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下の棧又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中棧等」という。）
- 五 たて坑内の架設通路でその長さが十五メートル以上であるものは、十メートル以内ごとに踊場を設けること。
- 六 建設工事に使用する高さ八メートル以上の登り棧橋には、七メートル以内ごとに踊場を設けること。



- 2 前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
  - 一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
  - 二 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 3 事業者は、前項の規定により作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれらの設備を原状に復さなければならない。
- 4 労働者は、第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(はしご道)

**第五百五十六条** 事業者は、はしご道については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
  - 二 踏さんを等間隔に設けること。
  - 三 踏さんと壁との間に適当な間隔を保たせること。
  - 四 はしごの転位防止のための措置を講ずること。
  - 五 はしごの上端を床から六十センチメートル以上突出させること。
  - 六 坑内はしご道でその長さが十メートル以上のものは、五メートル以内ごとに踏だなを設けること。
  - 七 坑内はしご道のこう配は、八十度以内とすること。
- 2 前項第五号から第七号までの規定は、潜函(かん)内等のはしご道については、適用しない。



## 第二節 足場

### 第一款 材料等

(材料等)

**第五百五十九条** 事業者は、足場の材料については、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用してはならない。

2 事業者は、足場に使用する木材については、強度上の著しい欠点となる割れ、虫食い、節、繊維の傾斜等がなく、かつ、木皮を取り除いたものでなければ、使用してはならない。

(鋼管足場に使用する鋼管等)

**第五百六十条** 事業者は、鋼管足場に使用する鋼管のうち、[令別表第八](#)第一号から第三号までに掲げる部に係るもの以外のものについては、日本工業規格 A 八九五一（鋼管足場）に定める単管足場用鋼管の規格（以下「単管足場用鋼管規格」という。）又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。

一 材質は、引張強さの値が三百七十二ニュートン毎平方ミリメートル以上であり、かつ、伸びが、次の表の上欄に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値となるものであること。[\(表\)](#)

二 肉厚は、外径の三十一分の一以上であること。

2 事業者は、鋼管足場に使用する附属金具のうち、[令別表第八](#)第二号から第七号までに掲げる附属金具以外のものについては、その材質（衝撃を受けるおそれのない部分に使用する部品の材質を除く。）が、圧延鋼材、鍛鋼品又は鋳鋼品であるものでなければ、使用してはならない。

(構造)

**第五百六十一条** 事業者は、足場については、丈夫な構造のものでなければ、使用してはならない。

(最大積載荷重)

**第五百六十二条** 事業者は、足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを超えて積載してはならない。

2 前項の作業床の最大積載荷重は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下この節において同じ。）にあつては、つりワイヤロープ及びつり鋼線の安全係数が十以上、つり鎖及びつりフックの安全係数が五以上並びにつり鋼帯並びにつり足場の下部及び上部の支点の安全係数が鋼材にあつては二・五以上、木材にあつては五以上となるように、定めなければならない。

3 事業者は、第一項の最大積載荷重を労働者に周知させなければならない。





(作業床)

**第五百六十三条** 事業者は、足場（一側足場を除く。第三号において同じ。）における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

一 床材は、支点間隔及び作業時の荷重に応じて計算した曲げ応力の値が、次の表の上欄に掲げる木材の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる許容曲げ応力の値を超えないこと。(表)

二 つり足場の場合を除き、幅、床材間の隙間及び床材と建地との隙間は、次に定めるところによること。

イ 幅は、四十センチメートル以上とすること。

ロ 床材間の隙間は、三センチメートル以下とすること。

ハ 床材と建地との隙間は、十二センチメートル未満とすること。

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。）を設けること。

イ わく組足場（妻面に係る部分を除く。ロにおいて同じ。） 次のいずれかの設備

(1) 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下の栈若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

(2) 手すりわく

ロ わく組足場以外の足場 手すり等及び中栈等

四 腕木、布、はり、脚立(きやたつ)その他作業床の支持物は、これにかかる荷重によつて破壊するおそれのないものを使用すること。

五 つり足場の場合を除き、床材は、転位し、又は脱落しないように二以上の支持物に取り付けること。

六 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取り外す場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。

2 前項第二号ハの規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、床材と建地との隙間が十二センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、適用しない。

一 はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が二十四センチメートル未満の場合

二 はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を二十四センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合



- 3 第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
- 一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
  - 二 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 4 第一項第五号の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- 一 幅が二十センチメートル以上、厚さが三・五センチメートル以上、長さが三・六メートル以上の板を床材として用い、これを作業に応じて移動させる場合で、次の措置を講ずるとき。
    - イ 足場板は、三以上の支持物に掛け渡すこと。
    - ロ 足場板の支点からの突出部の長さは、十センチメートル以上とし、かつ、労働者が当該突出部に足を掛けるおそれのない場合を除き、足場板の長さの十八分の一以下とすること。
    - ハ 足場板を長手方向に重ねるときは、支点の上で重ね、その重ねた部分の長さは、二十センチメートル以上とすること。
  - 二 幅が三十センチメートル以上、厚さが六センチメートル以上、長さが四メートル以上の板を床材として用い、かつ、前号ロ及びハに定める措置を講ずるとき。
- 5 事業者は、第三項の規定により作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちに当該設備を原状に復さなければならない。
- 6 労働者は、第三項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

## 第二款 足場の組立て等における危険の防止

(足場の組立て等の作業)

**第五百六十四条** 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。
- 二 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
- 三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。
  - イ 幅四十センチメートル以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。



□ 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

五 材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 労働者は、前項第四号に規定する作業を行う場合において要求性能墜落制止用器具の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の選任)

**第五百六十五条** 事業者は、[令第六条](#)第十五号の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の職務)

**第五百六十六条** 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。

- 一 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
- 四 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

(点検)

**第五百六十七条** 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

- 一 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- 二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
- 三 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- 四 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無
- 五 幅木等の取付状態及び取り外しの有無



六 脚部の沈下及び滑動の状態

七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無

八 建地、布及び腕木の損傷の有無

九 突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

3 事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果

二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

(つり足場の点検)

**第五百六十八条** 事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、前条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第九号に掲げる事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

**第四款 鋼管足場**

(鋼管足場)

**第五百七十条** 事業者は、鋼管足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一 足場(脚輪を取り付けた移動式足場を除く。)の脚部には、足場の滑動又は沈下を防止するため、ベース金具を用い、かつ、敷板、敷角等を用い、根がらみを設ける等の措置を講ずること。

二 脚輪を取り付けた移動式足場にあつては、不意に移動することを防止するため、ブレーキ、歯止め等で脚輪を確実に固定させ、足場の一部を堅固な建築物に固定させる等の措置を講ずること。

三 鋼管の接続部又は交差部は、これに適合した附属金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。

四 筋かいで補強すること。

五 一側足場、本足場又は張出し足場であるものにあつては、次に定めるところにより、壁つなぎ又は控えを設けること。

イ 間隔は、次の表の上欄に掲げる鋼管足場の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下とすること。[\(表\)](#)

ロ 鋼管、丸太等の材料を用いて、堅固なものとすること。

ハ 引張材と圧縮材とで構成されているものであるときは、引張材と圧縮材との間隔は、一メートル以内とすること。



六 架空電路に近接して足場を設けるときは、架空電路を移設し、架空電路に絶縁用防護具を装着する等架空電路との接触を防止するための措置を講ずること。

2 前条第三項の規定は、前項第五号の規定の適用について、準用する。この場合において、前条第三項中「第一項第六号」とあるのは、「第五百七十条第一項第五号」と読み替えるものとする。

(令別表第八第一号に掲げる部材等を用いる鋼管足場)

**第五百七十一条** 事業者は、[令別表第八](#)第一号に掲げる部材又は単管足場用鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場については、前条第一項に定めるところによるほか、単管足場にあつては第一号から第四号まで、わく組足場にあつては第五号から第七号までに定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一 建地の間隔は、けた行方向を一・八五メートル以下、はり間方向は一・五メートル以下とすること。

二 地上第一の布は、二メートル以下の位置に設けること。

三 建地の最高部から測つて三十一メートルを超える部分の建地は、鋼管を二本組とすること。ただし、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。）が当該建地の最大使用荷重（当該建地の破壊に至る荷重の二分の一以下の荷重をいう。）を超えないときは、この限りでない。

四 建地間の積載荷重は、四百キログラムを限度とすること。

五 最上層及び五層以内ごとに水平材を設けること。

六 はりわく及び持送りわくは、水平筋かいその他によつて横振れを防止する措置を講ずること。

七 高さ二十メートルを超えるとき及び重量物の積載を伴う作業を行うときは、使用する主わくは、高さ二メートル以下のものとし、かつ、主わく間の間隔は一・八五メートル以下とすること。

2 前項第一号又は第四号の規定は、作業の必要上これらの規定により難しい場合において、各支点間を単純ばりとして計算した最大曲げモーメントの値に関し、事業者が次条に定める措置を講じたときは、適用しない。

3 第一項第二号の規定は、作業の必要上同号の規定により難しい部分がある場合において、二本組等により当該部分を補強したときは、適用しない。



(令別表第八第一号から第三号までに掲げる部材以外の部材等を用いる鋼管足場)

**第五百七十二条** 事業者は、[令別表第八](#)第一号から第三号までに掲げる部材以外の部材又は単管足場用鋼管規格に適合する鋼管以外の鋼管を用いて構成される鋼管足場については、第五百七十条第一項に定めるところによるほか、各支点間を単純ばりとして計算した最大曲げモーメントの値が、鋼管の断面係数に、鋼管の材料の降伏強さの値（降伏強さの値が明らかでないものについては、引張強さの値の二分の一の値）の一・五分の一及び次の表の上欄に掲げる鋼管の肉厚と外径との比に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値（継手のある場合には、この値の四分の三）以下のものでなければ使用してはならない。[\(表\)](#)

(鋼管の強度の識別)

**第五百七十三条** 事業者は、外径及び肉厚が同一であり、又は近似している鋼管で、強度が異なるものを同一事業場で使用するときは、鋼管の混用による労働者の危険を防止するため、鋼管に色又は記号を付する等の方法により、鋼管の強度を識別することができる措置を講じなければならない。

2 前項の措置は、色を付する方法のみによるものであつてはならない。

## 第五款 つり足場

(つり足場)

**第五百七十四条** 事業者は、つり足場については、次に定めるところに適合したものでなければ、使用してはならない。

- 一 つりワイヤロープは、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。
  - イ ワイヤロープーよりの間において素線（フィラ線を除く。以下この号において同じ。）の数の十パーセント以上の素線が切断しているもの
  - ロ 直径の減少が公称径の七パーセントを超えるもの
  - ハ キンクしたもの
  - ニ 著しい形崩れ又は腐食があるもの
- 二 つり鎖は、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。
  - イ 伸びが、当該つり鎖が製造されたときの長さの五パーセントを超えるもの
  - ロ リンクの断面の直径の減少が、当該つり鎖が製造されたときの当該リンクの断面の直径の十パーセントを超えるもの
  - ハ 亀裂があるもの



- 三 つり鋼線及びつり鋼帯は、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用しないこと。
  - 四 つり繊維索は、次のいずれかに該当するものを使用しないこと。
    - イ ストランドが切断しているもの
    - ロ 著しい損傷又は腐食があるもの
  - 五 つりワイヤロープ、つり鎖、つり鋼線、つり鋼帯又はつり繊維索は、その一端を足場桁、スターラツプ等に、他端を突りよう、アンカーボルト、建築物のはり等にそれぞれ確実に取り付けること。
  - 六 作業床は、幅を四十センチメートル以上とし、かつ、隙間がないようにすること。
  - 七 床材は、転位し、又は脱落しないように、足場桁、スターラツプ等に取り付けること。
  - 八 足場桁、スターラツプ、作業床等に控えを設ける等動揺又は転位を防止するための措置を講ずること。
  - 九 棚足場であるものにあつては、桁の接続部及び交差部は、鉄線、継手金具又は緊結金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。
- 2 前項第六号の規定は、作業床の下方又は側方に網又はシートを設ける等墜落又は物体の落下による労働者の危険を防止するための措置を講ずるときは、適用しない。

(作業禁止)

**第五百七十五条** 事業者は、つり足場の上で脚立(きやたつ)、はしご等を用いて労働者に作業させてはならない。



第二編 第十一章 作業構台

(材料等)

第五百七十五条の二 事業者は、仮設の支柱及び作業床等により構成され、材料若しくは仮設機材の集積又は建設機械等の設置若しくは移動を目的とする高さが二メートル以上の設備で、建設工事に使用するもの(以下「作業構台」という。)の材料については、著しい損傷、変形又は腐食のあるものを使用してはならない。

- 2 事業者は、作業構台に使用する木材については、強度上の著しい欠点となる割れ、虫食い、節、繊維の傾斜等がないものでなければ、使用してはならない。
- 3 事業者は、作業構台に使用する支柱、作業床、はり、大引き等の主要な部分の鋼材については、日本工業規格G三一〇一(一般構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三一〇六(溶接構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三一九一(熱間圧延棒鋼)、日本工業規格G三一九二(熱間圧延形鋼)、日本工業規格G三四四四(一般構造用炭素鋼鋼管)若しくは日本工業規格G三四六六(一般構造用角形鋼管)に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上の引張強さ及びこれに等しい伸びを有するものでなければ、使用してはならない。

(構造)

第五百七十五条の三 事業者は、作業構台については、著しいねじれ、たわみ等が生ずるおそれのない丈夫な構造のものでなければ、使用してはならない。

(最大積載荷重)

第五百七十五条の四 事業者は、作業構台の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを超えて積載してはならない。

- 2 事業者は、前項の最大積載荷重を労働者に周知させなければならない。

(組立図)

第五百七十五条の五 事業者は、作業構台を組み立てるときは、組立図を作成し、かつ、当該組立図により組み立てなければならない。

- 2 前項の組立図は、支柱、作業床、はり、大引き等の部材の配置及び寸法が示されているものでなければならない。





(作業構台についての措置)

第五百七十五条の六 事業者は、作業構台については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 作業構台の支柱は、その滑動又は沈下を防止するため、当該作業構台を設置する場所の地質等の状態に応じた根入れを行い、当該支柱の脚部に根がらみを設け、敷板、敷角等を使用する等の措置を講ずること。
  - 二 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部又は取付部は、変位、脱落等が生じないよう緊結金具等で堅固に固定すること。
  - 三 高さ二メートル以上の作業床の床材間の隙間は、三センチメートル以下とすること。
  - 四 高さ二メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中棧等（それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。
- 2 前項第四号の規定は、作業の性質上手すり等及び中棧等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
- 一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
  - 二 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 3 事業者は、前項の規定により作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれらの設備を原状に復さなければならない。
- 4 労働者は、第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(作業構台の組立て等の作業)

第五百七十五条の七 事業者は、作業構台の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。
- 二 組立て、解体又は変更の作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
- 三 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止すること。
- 四 材料、器具、工具等を上げ、又は下ろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させること。

(点検)

第五百七十五条の八 事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中棧等の取り外し及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。



- 2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。
  - 一 支柱の滑動及び沈下の状態
  - 二 支柱、はり等の損傷の有無
  - 三 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
  - 四 支柱、はり、筋かい等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
  - 五 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
  - 六 水平つなぎ、筋かい等の補強材の取付状態及び取り外しの有無
  - 七 手すり等及び中棧等の取り外し及び脱落の有無
- 3 事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。
  - 一 当該点検の結果
  - 二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容